

交付対象水田の扱いが見直しされました。

**今後5年間(令和4～8年度)に一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない。**

### Q1 どうして見直しされたの？

- ① 畑作物の生産が固定化している農地は畑地化を促すため
- ② 水田機能をもちつつ転換作物を生産する農地は、水稲と転換作(畑作物)とのブロックローテーションを促すため

【背景は以下のとおり】

- 水田活用の直接支払交付金は、水田機能をもつ農地で主食用米から他作物への作付転換を支援するための制度であり、転換作物(畑作物)の作付けが固定化した農地は、水田ではなく畑地として利用していくことが適切です。
- 国は、これまでも畑地化の取組を支援するとともに、以下の農地を交付金の対象外としてきました(経営所得安定対策等実施要綱 別紙1(裏面参照))
  - ① たん水設備(畦畔等)を持たない農地
  - ② 所要の用水を供給しうる設備(用水路等)を持たない農地
  - ③ 土地改良区内で水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地
- 同一農地で同じ作物を連続して生産すると、病気や収量低下等の連作障害が発生するため、転換作物の生産性向上を図る上では、生産農地を団地化した上で、一定期間ごとに回転させるブロックローテーションが有効です。

### Q2 具体的にはどうなるの？

**今後5年間(令和4～8年度)に一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は、令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金を支払うことができません。**

不明な点は、各地域の農業再生協議会までお問い合わせください。

鹿屋市鹿屋地域農業再生協議会(鹿屋市役所 農政課内)	電話	31-1117
鹿屋市串良地域農業再生協議会(串良総合支所 産業建設課内)	電話	63-3114
鹿屋市吾平地域農業再生協議会(吾平総合支所 産業建設課内)	電話	58-7257
鹿屋市輝北地域農業再生協議会(輝北総合支所 産業建設課内)	電話	099-486-1111

## 【経営所得安定対策等実施要項 別紙I（一部抜粋）】

---

### 2 交付対象水田の範囲

- (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。  
ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。
- ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
  - ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
    - ア たん水設備(畦畔等)を有しない農地(本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。)
    - イ 所要の用水を供給しうる設備(用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備)を有しない農地(天水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。)又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地
  - ③ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地  
ただし、次に掲げる場合を除きます。
    - ア 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地(平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。)として位置付けられたもの
    - イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
    - ウ 農地中間管理権が設定されたもの
  - ④ 別紙14「水田農業高収益化推進助成について」の1の(2)に規定する取組対象となる農地  
(以下略)